

産業廃棄物処理委託チェックシート

産業廃棄物を収集運搬業者に渡したら終わりとなっていませんか。処理を委託した廃棄物がどこどのように処理されているかを最後まで確認してはじめて排出事業者責任が履行されたこととなります。ルールを守っているか、排出事業者の責任を十分に果たしているかを確認してみましょう。

産業廃棄物処理の委託

- 収集運搬及び処分の委託に際して、許可業者に委託していますか。
- 委託先の許可業者は、頼みたい産業廃棄物の種類に対応した許可を持っていますか。
(廃棄物の種類は適切ですか。特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物の処理業許可が必要です。)
- 収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面で委託契約書を取り交わしていますか。
- 中間処理業者の処理施設及び処理能力を確認していますか。
(県では条例で実地確認義務を定めています。優良認定業者に委託する場合は実地確認は免除されます。)
- 中間処理業者だけでなく、中間処理業者の先の最終処分業者についても把握していますか。
- 適正な委託料金ですか。極端に安くありませんか。あるいは不当に安価な金額で処理を強要していませんか。
- 委託契約書の内容は十分ですか。

<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類及び数量	★運搬委託の場合
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲	<input type="checkbox"/> 運搬先所在地
<input type="checkbox"/> 委託者が受託者に支払う料金	★運搬委託で積替え保管する場合
<input type="checkbox"/> 委託契約の有効期限	<input type="checkbox"/> 所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管の上限
<input type="checkbox"/> 委託する産業廃棄物の性状・荷姿及び取り扱う際の注意事項	<input type="checkbox"/> 安定型産業廃棄物の場合、他の産廃との混合の可否
<input type="checkbox"/> 委託業務終了時の受託者からの報告に関する事項	★処分（再生）委託の場合
<input type="checkbox"/> 委託契約書解除の場合の未処理廃棄物の取扱い	<input type="checkbox"/> 処分先所在地、処分方法、施設の処理能力
<input type="checkbox"/> 許可証写しの添付	<input type="checkbox"/> 最終処分所在地、最終処分方法、施設の処理能力

- 特別管理産業廃棄物の場合は、委託前にあらかじめ委託しようとするものについて文書で通知していますか。
(種類、数量、性状、荷姿、及び取扱い上の注意事項をあらかじめ通知することとなっています。)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- 産業廃棄物を引き渡す際に、引渡しと同時にマニフェストを交付していますか。
- マニフェストは定められた様式を使用していますか。

マニフェストの確認（処理終了確認）

- 交付したマニフェストが定められた期限までに返送されていますか。
(産業廃棄物の処理は90日以内、特別管理産業廃棄物の処理は60日以内です。最終処分は180日以内です。もし返送されない場合は、状況を把握し、適切な措置をとり、行政に報告しなければなりません。)
- 返送されたマニフェストに、処理業者の記入が全て行われていますか。記載内容や日付に不審な点はありませんか。
- 返送されたマニフェストの最終処分場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所となっていますか。

書類の管理・保管等

- 契約書は契約終了の日から5年間保管していますか。
- マニフェストは、写しの送付を受けた日から5年間保管していますか。
- 特別管理産業廃棄物の処理に関しては帳簿を作成し適正に記載していますか。また5年間保存していますか。

年度毎の実績報告

- 毎年度、6月30日までに、マニフェスト交付実績について、管理票交付状況等報告を自治体に提出していますか。

一つでも「×」があった場合、排出事業者としての法律上の義務に違反している可能性があります。業務の見直しを図りましょう。

おすすめ 電子マニフェスト

Webシステムを使用する電子マニフェストには、マニフェストの記載漏れを防ぎ、マニフェスト写しを保管する必要がなく、毎年の自治体への交付状況報告が必要ない、などのメリットがあります。ご利用をご検討ください